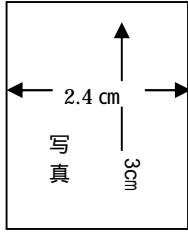


# 登録申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。



年 月 日

三重県知事 あて

(〒 - )

申請者 住所

氏名

受付番号

受付年月日

登録番号

受付番号入力欄

受付年月日入力欄

登録番号入力欄

項番

申請者に関する事項

11

フリガナ															
氏名															
生年月日							年				日	性別	1.男	2.女	
郵便番号															
住所市区町村コード													都道府県	市郡区	区町村
住所															
電話番号															
本籍市区町村コード													都道府県	市郡区	区町村
本籍															

確認欄  
\*

実務経験に関する事項

12

実務経験先の免許証番号		( )					商号又は名称											
実務経験先での職務内容							期間							~				
実務経験先の免許証番号		( )					商号又は名称											
実務経験先での職務内容							期間							~				
実務経験先の免許証番号		( )					商号又は名称											
実務経験先での職務内容							期間							~				
													合計		年		月間	

確認欄  
\*

国土交通大臣の認定に関する事項

13

認定コード			認定年月日			年			月			日
-------	--	--	-------	--	--	---	--	--	---	--	--	---

確認欄  
\*

試験に関する事項

14

合格証書番号							合格年月日				年			月			日
--------	--	--	--	--	--	--	-------	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

確認欄  
\*

業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15

商号又は名称																	
免許証番号		( )															

確認欄  
\*

(第二面)

証 紙 欄

(消印してはならない)

## 宅地建物取引士の資格登録手続について

下記必要書類を揃えて窓口にお越しください。（原則として郵送での申請受付は行っておりません）  
 申請者本人がお越しただけない場合、代理人申請も可能です。（備考6をご参照ください）  
 県外在住者等、来庁が困難な方はご相談ください。

申請窓口 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁4階  
 三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班  
 電話：059-224-2708 FAX：059-224-3147

提出書類	注意事項その他
登録申請書 （宅地建物取引業 法施行規則様式 第五号）	ア．押印は認印でかまいません。（インク浸透式印は不可） イ．顔写真（1枚）を貼付してください。 申請前6カ月以内に撮影した無帽・無背景・正面・上半身・顔の大きさ2cm程度 の縦3cm横2.4cmのカラー写真（ポラロイド写真等劣化の可能性のあるもの、不 鮮明なものは不可） ウ．登録申請手数料37,000円（H30年4月1日現在） 三重県収入証紙を金融機関等の証紙販売所で購入し、申請書裏面（第二面）に貼 付してください。三重県収入証紙は県庁内でも購入可能です。
誓約書 （様式第六号）	宅地建物取引業法（以下、法という。）第18条第1項第4号から第8号までに該 当しないことを誓約する書面です。
住民票抄本	日本国籍の方は、住基ネットの利用により原則として不要です。
身分証明書	本籍地の市区町村で発行されます。（戸籍抄本、運転免許証等では代用できません） なお、外国籍の方は、身分証明書の代わりに国籍が記載されている住民票抄本及び 身分証明書の内容を自分自身で誓約した書面が必要です。
登記されていないこと の証明書	東京法務局及び地方法務局で発行されます。三重県内では、津地方法務局が該当し ます。（郵送での交付申請は東京法務局のみの取り扱いとなります） なお、郵送交付の詳細については、東京法務局民事行政部後見登録課（電話： 03-5213-1360）にお尋ねください。
試験合格証書	申請窓口にて原本を提示し、コピーを提出してください。（合格証明書の場合は、 原本の提出が必要です）
登録実務講習 修了証書 又は 実務経験証明書 （様式第五号の 二）	【登録実務講習修了証書】原本を提出してください。 なお、登録実務講習の詳細については、各実施機関にお問い合わせください。 【実務経験証明書】申請前10年以内に2年以上の実務経験が必要です。宅地建物取 引業者の証明印は、免許申請書等に押印したものと同じ印にしてください。 【添付書類】実務経験の有無を確認するために勤務状態を客観的に把握できる書類 （法第48条第3項に基づく従業者名簿の写し）の提出が必要です。
従業者証明書 （様式第八号）	法第48条第1項に基づく従業者証明書のコピーを提出してください。（登録申請 時点において、宅地建物取引業に従事している方のみ必要です）

- 備考
- 1 公的書類については発行日から3カ月以内のものがが必要です。
  - 2 登録が終わるまで20日間程度必要です。登録が終わりましたら、はがきにて通知します。
  - 3 宅地建物取引士証の必要な方には、試験合格後1年以内であれば資格登録申請時又は通知時  
 に必要書類をお渡しします。（宅地建物取引士証の交付には、別途、写真2枚、4,500円  
 分の三重県収入証紙が必要になります。）試験合格後1年を越えている場合には、（公社）三  
 重県宅地建物取引業協会（電話：059-227-5018）もしくは、（公社）全日本不動産協会三重  
 県本部（電話：059-351-1822）へ法定講習受講の申し込みをしてください。
  - 4 合格証書・登録実務講習修了証書の氏名に変更があった場合は、戸籍抄本が必要です。
  - 5 未成年者が登録しようとするときは、婚姻を証する書面又は法定代理人の同意を証する書面  
 等が必要です。
  - 6 代理人申請の場合は、委任状等、代理であることを証する書面（代理人の氏名、住所、連絡  
 先等を記載したもの）も提出してください。様式は問いません。